

## 評 価 要 領

### 【海田東小学校校舎建替基本計画策定及び基本・実施設計業務】

#### 第 1 共通事項

##### 1 業務実施上の条件

次の場合は、選定及び特定の対象から除外する。

- (1) 管理技術者が一級建築士でない場合
- (2) 管理技術者及び「総合」主任担当技術者が、技術提案書の提出者の組織に属していない場合  
(設計共同体の場合に、管理技術者が代表構成員の組織に属していない場合も含む。)
- (3) 管理技術者が 1 名でない場合
- (4) 記載を求めた各主任担当技術者が各 1 名でない場合  
(必要に応じて新たな分担業務分野を追加することは支障がない。)
- (5) 管理技術者が、記載を求めた主任担当技術者を兼務している場合。ただし、管理技術者が分担業務分野「基本計画」を兼務することについては差し支えない。  
また、記載を求めた主任担当技術者が、記載を求めた他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任している場合。ただし、分担業務分野「基本計画」以外の主任担当技術者が分担業務分野「基本計画」を兼務することについては差し支えない。
- (6) 協力事務所等（構成員含む）が指名除外期間である場合
- (7) 分担業務分野「総合」を再委託した場合
- (8) 海田町の競争入札参加資格の認定を受けていない場合で、担当課の競争入札参加資格認定に準じた審査の結果、同等と認められなかった場合
- (9) 管理技術者及び「総合」主任担当技術者が、第二次審査のヒアリングに参加しない場合（特別な事情があるものとして町が認める場合を除く。)
- (10) その他、設定した条件を満たしていない場合

##### 2 提案者の選定及び計画・設計候補者の特定について

- (1) 技術提案書の提出者の選定について（第一次審査）  
別紙 1 「第一次審査の評価基準」により、海田東小学校校舎建替基本計画策定及び基本・実施設計者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、5 者程度を選定する。
- (2) 選定結果の公表について  
選定結果については、別紙 6－1 のとおり町ホームページで公表する。
- (3) 計画・設計候補者の特定について  
別紙 2 「第二次審査の評価基準」により、技術提案書及びヒアリングによる評価を行い、審査委員会において、特定者及び次点者各 1 者を特定する。
- (4) 特定結果の公表について  
特定結果については、別紙 6－2 のとおり全ての提出者の評価基準毎の点数を公表するとともに、審査委員会委員長による講評及び技術提案書の一部（様式 11）を、海田町ホームページで公表する。特定（次点も含む。）されなかった技術提案書の一部（様式 11）の海田町ホームページへの掲載を、承諾しない場合には、その旨を技術提案書（様式 9）に明記してください。

## 第2 提案者の選定基準について 【別紙1（第一次審査の評価基準）】

評価点について

※ 本プロポーザル参加者の評価点の算定は、評価係数×配点とする。

### 1 提出者の技術力

#### (1) 平成26年度以降の業務の実績

提出者が平成26年度以降の業務で公示日までに業務完了しているものの実績のうち、町等※から受注した計画業務及び設計業務の実績の各1件を評価対象とする。

設計共同体の場合は、構成員の評価点のうち高いほうの得点を評価点とする。

※ 町等とは、国、都道府県、市区町村とする。

#### ア 計画業務の実績に係る評価

次の順で評価する。

| 評価基準          | 評価係数 |
|---------------|------|
| ① 同種業務        | 1.0  |
| ② 類似業務        | 0.6  |
| ③ 類似業務の対象面積未満 | 0.3  |

同種業務とは、業務対象面積6,000㎡以上の学校施設（小学校、中学校、高等学校その他これらに類するもの）の新築、改築又は増築工事（改修、模様替工事を除く。）を対象とした業務（複合用途の場合は、学校施設の部分をいう。）とする。（以下同じ。）

類似業務とは、業務対象面積3,000㎡以上6,000㎡未満の学校施設（小学校、中学校、高等学校その他これらに類するもの）の新築、改築又は増築工事（改修、模様替工事を除く。）を対象とした業務（複合用途の場合は、学校施設の部分の面積をいう。）、又は業務対象面積6,000㎡以上の公共施設（庁舎、図書館、公民館、児童館その他これらに類するもの）の新築、改築又は増築工事（改修、模様替工事を除く。）を対象とした業務とする。（以下同じ。）

#### イ 設計業務の実績に係る評価

次の順で評価する。

| 評価基準          | 評価係数 |
|---------------|------|
| ① 同種業務        | 1.0  |
| ② 類似業務        | 0.6  |
| ③ 類似業務の対象面積未満 | 0.3  |

### 2 技術者の資格

各担当分野について、資格の内容を次の表により評価する。

| 分担業務分野  |    | 評価する技術者資格                         | 評価係数 |
|---------|----|-----------------------------------|------|
| 基本計画    |    | 技術者の資格の内容による評価を行わない。              | —    |
| 基本・実施設計 | 総合 | 一級建築士                             | 1.0  |
|         |    | 二級建築士                             | 0.4  |
|         | 構造 | 構造設計一級建築士                         | 1.0  |
|         |    | 一級建築士                             | 0.8  |
|         |    | 二級建築士                             | 0.4  |
|         | 電気 | 設備設計一級建築士                         | 1.0  |
|         |    | 一級建築士<br>建築設備士<br>技術士（業務に係るものに限る） | 0.8  |
|         |    | 一級電気工事施工管理技士                      | 0.4  |

|  |    |                                   |     |
|--|----|-----------------------------------|-----|
|  | 機械 | 二級電気工事施工管理技士                      | 0.2 |
|  |    | 設備設計一級建築士                         | 1.0 |
|  |    | 一級建築士<br>建築設備士<br>技術士（業務に係るものに限る） | 0.8 |
|  |    | 一級管工事施工管理技士                       | 0.4 |
|  |    | 二級管工事施工管理技士                       | 0.2 |
|  | 積算 | 建築コスト管理士                          | 1.0 |
|  |    | 建築積算士                             | 0.4 |

※ 海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料が提出された場合、上表の当該資格と同等の評価係数を付すこと。

※ 評価係数の重複カウントはしない（分担業務分野における技術者の有する資格の最も高い評価係数をカウントする。）。

※ 分担業務分野の電気に係る技術士については、第二次試験のうち技術部門を電気・電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気・電子部門に係るものとするものに限る）に合格したものに限る。

※ 分担業務分野の機会に係る技術士については、第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門（「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る）、上下水道部門又は衛生工学部門に係るものとするものに限る）に合格したものに限る。

### 3 技術者の技術力

#### (1) 平成 26 年度以降の業務の実績

技術者が平成 26 年度以降の業務で公示日までに業務完了しているものの実績のうち、町等から受注した計画業務及び設計業務の実績の各 1 件を評価対象とする。なお、管理技術者（基本計画を兼任しない者）については下記のイの方法により評価し、分担業務分野「基本計画」を兼任する管理技術者の基本計画に関する部分（計画業務の実績）及び主任担当技術者のうち分担業務分野「基本計画」を担当する者については下記のアの方法により、主任担当技術者のうち分担業務分野「基本計画」以外を担当する者については下記のイの方法によりそれぞれ評価する。

※ 管理技術者と各主任担当技術者は兼務していないこと。ただし、管理技術者が分担業務分野「基本計画」を兼務することについては差し支えない。また、主任担当技術者は他の分担業務分野の主任担当技術者を兼務していないこと。ただし、分担業務分野「基本計画」以外の主任担当技術者が分担業務分野「基本計画」を兼務することについては差し支えない。

※ 評価係数の重複カウントはしない。

#### ア 計画業務の実績に係る評価

次の順で評価する。

| 評価基準          | 評価係数 |
|---------------|------|
| ① 同種業務        | 1.0  |
| ② 類似業務        | 0.6  |
| ③ 類似業務の対象面積未満 | 0.3  |

#### イ 設計業務の実績に係る評価

実績について、次の（ア）×（イ）を算出した値（四捨五入により小数第 2 位までとする。）を評価係数とする。

(ア) 次の順で評価する。

| 評価基準          | 評価係数 |
|---------------|------|
| ① 同種業務        | 1.0  |
| ② 類似業務        | 0.6  |
| ③ 類似業務の対象面積未満 | 0.3  |

(イ) 実績に携わった立場を次の順で評価する。

| 過去の実績での立場 | 管理技術者の<br>実績評価の場合 | 主任担当技術者の<br>実績評価の場合 |
|-----------|-------------------|---------------------|
| 管理技術者     | 1.0               | 1.0                 |
| 主任担当技術者   | 0.5               | 1.0                 |
| 担当技術者の立場  | 0.25              | 0.5                 |

※ 当該実績の主たる分担業務分野（分担業務分野「基本計画」を除く。）が、本業務での  
分担業務分野と同じ場合に限る。

(2) 継続教育（C P D）

令和5年度（4月1日～翌3月31日）において、取得したC P D取得単位を評価する（C P D取得単位は「建築C P D運営会議」が証明する写しにより確認する。）。

| C P D取得時間   | 評価係数 |
|-------------|------|
| 12時間以上      | 1.0  |
| 6時間以上12時間未満 | 0.6  |
| 6時間未満       | 0.2  |
| 取得していない     | 0    |

(3) 過去の受賞歴（管理技術者及び「総合」主任担当技術者）

管理技術者及び「総合」主任担当技術者について、主任担当技術者以上の立場で携わった受賞歴を次のとおり評価する。

なお、受賞歴の評価に当たっては、必ず当該受賞者の受賞実績がわかるもの（賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等）の提出を求め、公的・公益的機関による賞であり、建築関係コンサルタント業務に関する賞であるか等、内容を確認する。

| 評価基準    | 特に評価する賞の受賞歴<br>1回以上 | 特に評価する賞の受賞歴<br>0回 |
|---------|---------------------|-------------------|
| 受賞歴3回以上 | 1.0                 | 0.6               |
| 受賞歴2回   | 0.8                 | 0.4               |
| 受賞歴1回   | 0.6                 | 0.2               |

※ 建築業界における公的又は公益的機関の主たる賞については、別紙7表1のとおり。

※ それぞれの団体の各支部等が実施する賞も含む。

※ 建設することを前提としたものを対象とし、イメージ・コンペやアイデア・コンペは対象としない。

※ 公的又は公益的機関が行う設計プロポーザルでの特定・入選については対象としない。

※ 特に評価する賞は、別紙7表2のとおり。

### 第3 計画・設計候補者の特定基準について【別紙2（第二次審査の評価基準）】

#### 1 別紙1「第一次審査の評価基準」による点数

別紙1「第一次審査の評価基準」による点数を評価点とする。

#### 2 業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、評価テーマ等に対する技術提案等

提出された技術提案書の内容を踏まえ、審査委員の評価により総合的に判断を行う。評価点の算定は、各委員の評価係数の平均値（四捨五入により小数第2位までとする。）×配点とする。なお、ヒアリングに欠席した委員は、技術提案書の審査に参画できないものとする。

| 評価項目                      | 判断基準                                                                                                                                | 各委員の評価係数 |     |     |      |     |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----|-----|------|-----|
|                           |                                                                                                                                     | 1.0      | 0.8 | 0.5 | 0.3  | 0.1 |
| 業務の理解度及び取組意欲              | 業務内容・業務背景・手続の理解度、積極性                                                                                                                | 極めて高い    | 高い  | 普通  | やや低い | 低い  |
| 業務の実施方針の的確性、独創性、実現性       | 業務の実施方針、取組体制、計画・設計チームの特徴（協力体制・業務分担体制等）について、的確性、独創性、実現性を総合的に判断する。                                                                    | 極めて高い    | 高い  | 普通  | やや低い | 低い  |
| 建替後の建物配置・平面計画に関する提案       | 建替後の建物配置・平面計画に関する提案について、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。                                                                                      | 極めて高い    | 高い  | 普通  | やや低い | 低い  |
| 建替えのプロセス（新築、解体、移転等）に関する提案 | 建替えのプロセスに関する提案について、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。                                                                                           | 極めて高い    | 高い  | 普通  | やや低い | 低い  |
| 評価テーマに対する技術提案の的確性、独創性、実現性 | 設定した評価テーマに対する技術提案について、的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的見地に基づく独創的な提案がなされているか等）、実現性（提案が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮してテーマごとに総合的に判断する。 | 極めて高い    | 高い  | 普通  | やや低い | 低い  |
| 全体事業期間の短縮に関する提案           | 竣工までの全体事業期間の短縮に関する提案（工程計画）について（ただし、評価テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。                                                          | 極めて高い    | 高い  | 普通  | やや低い | 低い  |
| 全体事業費の圧縮に関する提案            | 竣工までの全体事業費※の圧縮に関する提案について（ただし、評価テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。                                                                | 極めて高い    | 高い  | 普通  | やや低い | 低い  |

※本プロポーザルでイメージする計画・設計内容を基にした施工の手法を提案すること。

#### 3 技術提案書の表現方法について【別紙8（表現の許容範囲の取扱い）】

抵触事項がある場合等は、別紙8（表現の許容範囲の取扱い）のとおり表現の度合いに応じて技術提案書の評価を減ずる。